

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

10.1 修正の経過

本環境影響評価書の作成にあたっては、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（有明テニスの森）審査意見書」（平成29年7月31日付29環総政第353号）に記載された環境局長の意見及び都民等からの意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、評価書案の内容を修正した。

評価書案の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表10.1-1に示すとおりである。

表 10.1-1(1) 評価書案の修正の経過及びその内容

評価書案の修正箇所	修正事項	評価書における修正内容及び修正理由
7. 有明テニスの森の計画の目的及び内容	内容	環境局長の審査意見を踏まえ、適切に移植木を選定することを追記した。(p. 24 参照)
9. 環境及び社会経済に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価		
9.1 大気等	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、計画地周辺において同時期に行われる事業も考慮した工事用車両に係る対策について追記した。(p. 96 参照) 環境局長の審査意見を踏まえ、建設作業における配慮事項として住民からの問い合わせに対する対応について追記した。(p. 97 参照)
	予測、評価	環境局長の審査意見を踏まえ、配慮すべき住居等がある北側敷地境界付近での予測評価を追加した。(p. 93, 100 参照)
9.2 生物の生育・生息基盤	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、適切に移植木を選定するとともに、移植後の養生等について追記した。その実施状況についてフォローアップ調査で確認することを追記した。(p. 115 参照)
9.3 生物・生態系	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、適切に移植木を選定するとともに、移植後の養生等について追記した。その実施状況についてフォローアップ調査で確認することを追記した。(p. 146 参照) 環境局長の審査意見を踏まえ、注目される植物については移植を検討し、その保全に努めるとともに、移植の実施状況について、フォローアップ調査で確認することを追記した。(p. 146 参照)
9.4 緑	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、適切に移植木を選定するとともに、移植後の養生等について追記した。その実施状況についてフォローアップ調査で確認することを追記した。(p. 152 参照)
9.5 騒音・振動	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、計画地周辺において同時期に行われる事業も考慮した工事用車両に係る対策について追記した。(p. 185 参照) 環境局長の審査意見を踏まえ、建設作業における配慮事項として住民からの問い合わせに対する対応等について追記した。(p. 185 参照)
	予測、評価	環境局長の審査意見を踏まえ、配慮すべき住居等がある北側敷地境界付近での予測評価を追加した。(p. 181 及び 182, 187 参照)
9.7 自然との触れ合い活動の場	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、工事内容や工事工程等の周知方法について追記した。(p. 226 参照)
9.8 歩行者空間の快適性	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、道路に接する公園内の緑化計画について追記した。(p. 241 参照)

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

表 10.1-1(2) 評価書案の修正の経過及びその内容

評価書案の修正箇所	修正事項	評価書における修正内容及び修正理由
9. 環境及び社会経済に及ぼす影響 の内容及び程度並びにその評価		
9.10 廃棄物	評価	環境局長の審査意見を踏まえ、建設廃棄物の再資源化にあたって、より一層の努力をすることを追記した。(p. 275 参照)
9.11 エコマテリアル	評価	環境局長の審査意見を踏まえ、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に基づく調達に努めることを追記した。(p. 291 参照)
9.12 温室効果ガス	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、「東京都建築物環境計画書制度」におけるエネルギーの使用の合理化に関する方針について追記した。(p. 307 参照)
9.13 エネルギー	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、「東京都建築物環境計画書制度」におけるエネルギーの使用の合理化に関する方針について追記した。(p. 318 参照)
9.15 消防・防災	予測	環境局長の審査意見を踏まえ、非常時の情報伝達手段について追記した。(p. 370 参照)
9.16 交通渋滞	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、計画地周辺において同時期に行われる事業も考慮した工事用車両に係る対策について追記した。(p. 377 参照)
9.17 公共交通へのアクセシビリティ	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、工事内容やアクセス経路等の周知方法について追記した。(p. 389 参照)
9.18 交通安全	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、計画地周辺において同時期に行われる事業も考慮した工事用車両に係る対策について追記した。(p. 399 参照)

10.2 評価書案審査意見書に記載された環境局長の意見

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（有明テニスの森）審査意見書」（平成29年7月31日付29環総政第353号）に記載された環境局長の意見は、表10.2-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表 10.2-1(1) 評価書案に対する環境局長の意見の内容

<p>評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。</p> <p>なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。</p>	
項目	1. 項目別事項
【主要環境（大気等）】	
<p>（大気等）</p> <p>①有明地区において、本事業とは別に有明アリーナ等の工事が同時に進められ、工事用車両の集中が懸念されることから、この影響を考慮し、大気質への影響のより一層の低減に努めること。</p> <p>②建設機械の稼働に伴う排出ガスは評価の指標を満足しているが、計画地近傍には住宅や福祉施設等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における大気質への影響のより一層の低減に努めること。</p>	
【生態系（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑）】	
<p>（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通）</p> <p>伐採エリア内の大径木については、樹木診断等を行った上で適切な密度で移植していることから、優先順位を付けて適切に移植木を選定するとともに、移植場所の確保、移植後の養生等について適切に実施すること。</p> <p>また、その実施状況について、フォローアップ調査で報告すること。</p> <p>（生物・生態系）</p> <p>変更区域内に注目される植物種が確認されていることから、可能な限り、移植を検討し、その保全に努めるとともに、移植の実施状況について、フォローアップ調査で報告すること。</p>	
【生活環境（騒音・振動）】	
<p>（騒音・振動）</p> <p>①有明地区において、本事業とは別に有明アリーナ等の工事が同時に進められ、工事用車両の集中が懸念されることから、この影響も考慮し、工事用車両による騒音・振動のより一層の低減に努めること。</p> <p>②建設機械の稼働に伴う建設作業騒音について、予測は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍には住宅や福祉施設等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業騒音のより一層の低減に努めること。</p>	
【アメニティ・文化（景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）】	
<p>（自然との触れ合い活動の場）</p> <p>計画地の有明テニスの森は、自然との触れ合い活動の場として広く利用されているが、工事中はほぼ全面的に利用できなくなることから、工事内容や工事工程等について周知徹底し、公園利用者への影響を最小限に抑えること。</p> <p>（歩行者空間の快適性）</p> <p>既存街路樹等について、可能な限りの保全を図り、樹形を大きく仕立てる剪定を計画的に実施していく計画としていることから、道路管理者、公園管理者等と十分連携を図り、これらの対策を確実に実施するとともに、より一層の暑さ対策に努めること。</p>	

表 10.2-1(2) 評価書案に対する環境局長の意見の内容

項目	1. 項目別事項
【資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）】	
<p>(廃棄物) 建設廃棄物については、「東京都建設リサイクル推進計画」における目標値に鑑み、より高い再資源化等率を達成するよう努めること。</p> <p>(エコマテリアル) 建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。</p>	
【温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）】	
<p>(温室効果ガス、エネルギー 共通) 「東京都建築物環境計画書制度」におけるエネルギーの使用の合理化に関する方針が不明確なため、これを明らかにすること。</p>	
【安全・衛生・安心（安全、消防・防災）】	
<p>(消防・防災) 避難経路は非常時でも迷わず避難できるよう計画するとしていることから、非常時の情報伝達手段について、具体的に記述すること。</p>	
【交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）】	
<p>(交通渋滞、交通安全 共通) 有明地区において、本事業とは別に有明アリーナ等の工事が同時に進められ、工事用車両の集中が懸念されることから、環境保全措置を徹底し、より一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。</p> <p>(公共交通へのアクセシビリティ) 工事の実施に伴い使用できなくなる国際展示場駅から練習用コートへのアクセス経路について、代替路を設置するとしていることから、事前に周知徹底し、利用者に支障がないよう配慮すること。</p>	

10.3 意見見解書に記載された意見及び見解

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（有明テニスの森）」は、平成29年4月19日に公表し、同年4月19日から6月2日までの45日間にわたり意見募集を行った。都民等から提出された意見書の件数は2件であった。

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

10.3.1 都民等の意見の見解

(1) 環境影響評価の項目に関するもの

項目	1. 大気等
意見の内容	実施者の見解
<p>区の調査結果では、臨海部はその他地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されており、工事施工中及び工事完了後の作業機械の稼働や関係車両の通行に伴い排出される大気汚染物質について、環境への影響を適切に評価し、発生抑制に努められたい。</p> <p>大気環境の予測結果を見ると、二酸化窒素濃度に占める建設機械の寄与率が高いので、建設機械については、原動機を含めて最新の排出ガス対応型の建設機械の導入、工事工程の平準化等、環境保全のための措置の徹底を図られたい。</p>	<p>工事の実施に当たっては、建設機械による寄与率を極力少なくするよう、大気汚染物質の発生抑制に配慮した施工計画の策定、排出ガス対策型の建設機械の導入、建設機械の不必要なアイドリングの防止等により、二酸化窒素の影響の低減に努めます。</p>
項目	2. 緑
意見の内容	実施者の見解
<p>提出された緑化計画書（平成29年4月13日受理 No. 28-108）に基づき、適切な緑化を進められたい。</p>	<p>計画地の緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準を満たす計画としており、事業の実施に当たっては、緑化計画書に基づき、適切な緑化を行います。</p>
項目	3. 騒音・振動
意見の内容	実施者の見解
<p>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動に関しては、法定速度の遵守やアイドリングストップの徹底など、騒音・振動の発生抑制に努められたい。建設機械の稼働に伴う騒音・振動に関しては、規制値を満足しているとはいえ、近隣住民からの苦情等には、窓口を設置するなど真摯に対応されたい。</p>	<p>工事の実施に当たっては、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用するほか、規制速度の遵守、アイドリングストップの徹底、エコドライブ及び定期的な整備点検等により、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の影響の低減に努めます。</p> <p>また、工事に関する近隣からの相談窓口を設置し、住民からの問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行います。</p>
項目	4. 景観
意見の内容	実施者の見解
<p>本計画については、東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとされたい。</p> <p>東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議されたい。</p>	<p>条例等を踏まえ、引き続き、関係者と協議を重ね、適切に対応していきます。</p>
項目	5. 歩行者空間の快適性
意見の内容	実施者の見解
<p>日影のない歩行者空間については、オリンピック大会開催時の暑さ対策のために、遮熱性舗装又は保水性舗装の施工を検討されるなど、十分な暑さ対策を講じられたい。</p>	<p>有明テニスの森公園内の園路については、一般的なアスファルト舗装に比べて蓄熱性の低い透水性アスファルト舗装を用います。</p>

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

項目	6. 廃棄物	
	意見の内容	実施者の見解
	施設整備により発生する廃棄物や大会後撤去予定の設備については、それら全てをリユース・リサイクルしていくことを可能にすべく、そのことを念頭に置いたグリーン調達を実施されたい。	施設整備により発生する建設汚泥、建設廃棄物等については、再資源化施設への搬出等により極力再利用に努めます。
項目	7. エコマテリアル	
	意見の内容	実施者の見解
	建物の建設に当たっては、「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」を踏まえ、木材の利用率向上に努められたい。	施設の建設に当たっては、「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」における木材利用の目標値を満足する木材を利用します。
項目	8. 温室効果ガス	
	意見の内容	実施者の見解
	「KOTO 低炭素プラン」に掲げる地球温暖化対策の取り組みを十分踏まえた事業計画とするとともに、建築物は東京都省エネルギー性能評価「AAA」評価を目指されたい。 駐車場には電気自動車用充電設備を設置されたい。	現時点では、駐車場への電気自動車用充電設備の設置の計画はありませんが、本事業の実施に当たっては、太陽光発電設備及び太陽熱利用設備の設置、BEMSによるエネルギー管理、居室の熱回収換気等により、東京都省エネルギー性能評価「AAA」評価を目指します。
項目	9. 交通渋滞	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>工事用車両の走行ルートについて、工事用車両走行ルートとしている特別区道江 615 号線については、通学路の安全確保のため現在、特殊車両の通行を原則禁止している。特殊車両の走行ルートは、計画地西側の出入口を利用の際は、都道 484 号への迂回を検討されたい。</p> <p>有明地区においては、有明アリーナ、有明体操競技場、BMX コース、有明テニスの森など各競技施設が整備されるほか、民間による開発も予定されている。</p> <p>地域内における各種工事が同時施工されることから、工事車両の集中、歩行者・車両の交通安全及び工事現場周辺の環境保全等について、関係者により設けられた協議の場において、関係者相互に連携、調整を行い、工事を円滑に遂行されたい。</p>	<p>工事用車両の走行ルートについては、極力、特別区道江 615 号を回避し、都道 484 号豊洲有明線及び補助 315 号線から計画地内に入出場する施工計画を検討していきます。特別区道江 615 号から入出場する場合は、通学時間帯を避けるとともに、交通整理員の配置や運転者への安全走行の徹底により、歩行者の安全を確保します。</p> <p>また、工事の実施に当たっては、工事用車両の走行台数を極力削減するため、工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努めるほか、規制速度の遵守、アイドリングストップの徹底、エコドライブ及び定期的な整備点検等により、工事現場周辺の環境保全に努めます。</p> <p>工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努めます。</p> <p>また、有明北地区における他の会場等の建設の状況を十分把握した上で、本工事の工事車両運行計画を作成していきます。</p>
項目	10. 公共交通へのアクセシビリティ	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>周辺道路は傾斜が少なく、広く歩道が整備されている。公共交通は券売機の操作面が車椅子利用者からでは高い位置に設置されていることや、蹴込が浅いため操作面に手が届かない可能性が高い。エレベーターが複数台の車椅子を同時に移送できるサイズを確保されていないものが多い。</p> <p>コロシウムブリッジはスロープが設置されているが、車椅子利用者が自走で通行するには傾斜が高く、斜面も長い。エレベーターも設置されているが、複数台が同時に乗車できるサイズが確保されていない。</p> <p>車椅子競技の会場となっており、公共交通における車椅子利用者の快適性が向上するような計画を希望します。</p>	<p>大会時の観客の主要な動線については、組織委員会、国及び都が、協議会を設置して策定した「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ、施設管理者等にアクセシビリティの確保について働きかけていきます。</p>

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

項目	11. 交通安全	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>整備地周辺は学校や高層住宅が多く、子どもを含む歩行者・自転車利用者が多数通行する場所である。工事用車両増加による交通事故が発生しないよう、交差点右左折時の徐行と安全確認、歩道進入時の一時停止と安全確認を行われたい。</p> <p>江東区南部地域においては、近年、同地区における各種開発に伴い、工事関係者のものと思われる自動二輪車及び自転車の路上への放置が散見されるようになった。放置自転車等は、周辺の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車両、時に緊急車両の通行の妨げとなり、重大な事故につながる恐れもある。</p> <p>会場整備中の交通秩序維持のためにも、自動二輪車又は自転車で通勤する作業員の把握したうえで、十分な駐輪スペースを確保されたい。</p>	<p>工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努めます。</p> <p>また、工事の実施に当たっては、施工業者に対して作業員の通勤は公共交通機関を利用するよう指導し、自動二輪車又は自転車で通勤する場合は、それらの作業員を把握するとともに、作業員用の十分な駐輪スペースの確保を徹底させます。</p>

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容